

秦野市個人情報保護条例及び秦野市情報公開条例の一部を改正することについて

秦野市個人情報保護条例及び秦野市情報公開条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年9月18日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報について適正な取扱いを確保するとともに、「秦野市情報公開・個人情報保護審査会」を特定個人情報保護評価における評価書の第三者点検の実施主体として位置付けるため、改正するものであります。

秦野市個人情報保護条例及び秦野市情報公開条例の一部を改正する条例

(秦野市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「役員に関する情報」の次に「（これらの情報のうち、特定個人情報に該当するものを除く。）」を加え、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報で、行政情報として、その実施機関が保有しているものをいう。

第13条の見出しを「（保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項本文中「、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第13条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第16条第2項前段中「代理人（）」の次に「保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。」を加える。

第33条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当するとき。 その保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条の規定に違反して取り扱われているとき。

イ 第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき。

ウ 第13条第1項の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されていると

き。

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

第33条第1項第2号中「第13条第1項」の次に「又は第13条の2」を加える。

第40条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第2条 秦野市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第13条の2を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。
（保有特定個人情報の利用の制限）

第13条の2 実施機関は、保有特定個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的でその保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的でその保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的で利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

第33条第1項第1号ウ中「第13条第1項」の次に「又は第13条の2」を加え、同項第2号中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

第3条 秦野市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第13条の2第2項本文中「、保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第32条第1項中「訂正決定による保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加え、第3章第2節中第32条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第32条の2 実施機関は、訂正決定による情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（その訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、その実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第33条第1項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

(秦野市情報公開条例の一部改正)

第4条 秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「重要な事項」の次に「並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 平成28年1月1日
 - (2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われている個人情報を取り扱う事務に係る秦野市個人情報保護条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、その個人情報取扱事務について」とあるのは、「個人情報取扱事務について、秦野市個人情報保護条例及び秦野市情報公開条例の一部を改正する条例（平成27年秦野市条例第号）の施行の日以後、遅滞なく、」とする。